

# 分離発注の取り扱いについて

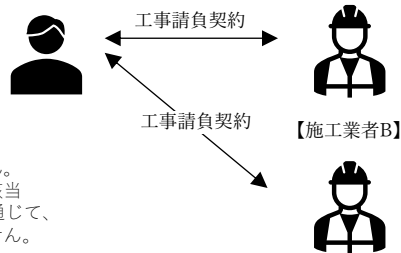
本事業において『分離発注』とは、工事請負契約の発注者が、

**複数の事業者**※1※2に本事業の要件化工事や補助対象工事を発注することを言います。【工事発注者】

【施工業者A】

分離発注の場合、工事の発注を受けた施工業者のうちの一社（以下「代表事業者」）が、他の事業者を代表して「みらいエコ住宅事業者」に登録し、補助金の還元、交付申請等の手続きを行います。

**なお、要件化工事のみを実施し、みらいエコ住宅2026事業の補助対象工事を行わない事業者は、代表事業者としての手続きはできません。**



※1 同じ事業者複数の対象工事を発注する場合は、契約が1つである場合と交付申請等の手続きは変わりません。

※2 分離発注の他の施工業者が事務局が定める除外要件（みらいエコ住宅事業者等の登録制限または停止等）に該当した場合、当該施工業者が実施した工事は補助対象とならない場合があります。代表事業者は工事発注者を通じて、他の施工業者が除外要件に該当していないことを確認の上、交付申請（予約を含む）を行わなくてはなりません。

## 【1】各補助事業における分離発注の取り扱い

補助事業ごとの分離発注における代表事業者およびその他の事業者に係る要件と手続きは以下の通りです。注文住宅の新築においては、代表事業者が本補助金の要件および手続きに責任を負い、通常の手続きと同様に交付申請等を行うことができます。リフォームは手続きが異なりますので、【2】で解説します。

補助事業	代表する事業者 (代表事業者)	代表事業者の要件と手続き	その他事業者の要件と手続き
注文住宅の新築 賃貸住宅の新築	交付申請等の手続きを代表して行う任意の施工業者※3	<input type="checkbox"/> 工事請負契約の締結 <input type="checkbox"/> 共同事業実施規約(新築用)の締結 <input type="checkbox"/> みらいエコ住宅事業者の登録※4 <input type="checkbox"/> 基礎工事の着工 (2025年11月28日以降) <input type="checkbox"/> 交付申請 (予約を含む) の手続き <input type="checkbox"/> 契約工事の完了・引渡し <input type="checkbox"/> 完了報告の手続き <input type="checkbox"/> 補助金の受領※5・発注者への還元	※ 全ての工事について代表事業者が責任を負います。
新築分譲住宅の購入	デベロッパーや販売事業者が工事を分割して発注することは、本事業における分離発注に該当しません。また、複数事業者による共同販売は、幹事会社等が代表して手続きを行ってください。(いずれも通常の手続きと同様に交付申請等を行うことができます。)		
リフォーム	交付申請等の手続きを代表して行う任意の施工業者※6	<input type="checkbox"/> 工事請負契約の締結 <input type="checkbox"/> 共同事業実施規約(リフォーム用)の締結 <input type="checkbox"/> みらいエコ住宅事業者の登録 <input type="checkbox"/> リフォーム工事の着工(2025年11月28日以降) <input type="checkbox"/> リフォーム工事の完了・引渡し <input type="checkbox"/> 交付申請 (予約を含む) の手続き <input type="checkbox"/> 補助金の受領※3・発注者への還元	<input type="checkbox"/> 工事請負契約の締結 <input type="checkbox"/> 契約工事の完了・引渡し <input type="checkbox"/> 工事発注者に対する工事証明書の発行  ※代表事業者以外が行う工事について、代表事業者に対しては工事発注者が責任を負います。

※3 構造耐力上主要な部分の工事を行う事業者で、最も請負金額が高い事業者が、他の事業者を代表して交付申請等の手続きを行います。

※4 建築する住宅がGX志向型住宅である場合は、GXへの協力表明を含みます。

※5 補助金の交付後、交付決定の取り消しが行われた場合、事務局は代表事業者に返金を求めます。

※6 補助対象工事を実施した事業者に限ります。なお、工事金額の大小や要件化工事の実施有無によって限定されるものではありません。また、みらいエコ住宅事業者登録されている場合であっても、交付申請等の手続きを代表して行うことへの協力は事業者の義務ではありません。

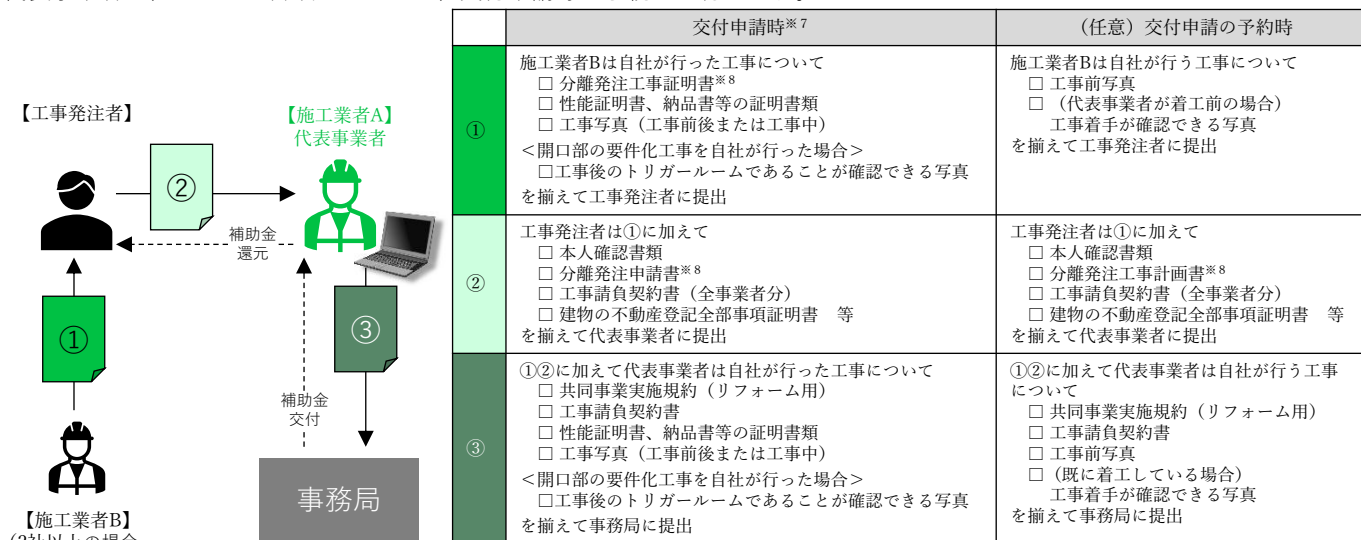
## 【2】リフォームにおける分離発注の手続き

リフォームにおける分離発注では、代表事業者が手続き等を行います。その他事業者が行う対象工事および提出が必要な書類等について、代表事業者に対する責任は工事発注者が負います。

当該責任を明確にするため、交付申請時に、工事発注者は本事業指定の『**分離発注申請書**（工事発注者が作成）』および『**分離発注工事証明書**（各施工業者が作成）』を代表事業者に提出します。

（交付申請の予約時は、『分離発注工事計画書（工事発注者が作成）』を代表事業者に提出します。）

代表事業者は、これらの書類をまとめて、交付申請等の手続きを行います。



※7 交付申請の予約時に提出した書類について、再度提出する必要はありません。

※8 本事業の指定様式です。ホームページからダウンロードできます。